新座市人事行政の運営等の状況

令和８年９月

新　座　市

目　　次

１　職員の任免及び員数の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
⑴　職員の採用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
⑵　再任用職員の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
⑶　フルタイム会計年度任用職員の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
⑷　職位別任用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
⑸　職員の退職の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
⑹　部門別職員数の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
２　職員の人事評価の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３　職員の給与の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
⑴　人件費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
⑵　給与費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
⑶　平均給料月額及び平均年齢の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
⑷　初任給の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
⑸　経験年数・学歴別平均給料月額の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
⑹　一般行政職の級別の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
⑺　手当の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
⑻　特別職の報酬等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
４　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
⑴　勤務時間の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
⑵　休暇制度の種類等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
⑶　年次有給休暇の取得状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
⑷　時間外勤務の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
５　休業の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
⑴　育児休業等の取得状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
⑵　その他の休業の取得状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
６　職員の分限及び懲戒処分の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
⑴　分限処分の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
⑵　懲戒処分の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
７　職員の服務の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
⑴　職務専念義務免除の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
⑵　営利企業等従事の許可状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
８　職員の研修の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

９　職員の福祉及び利益の保護の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
⑴　福利厚生制度に係る負担状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
⑵　公務災害等の発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
１０　公平委員会の業務の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

1　職員の任免及び員数の状況

⑴　職員の採用状況

（単位：人）

	行政職					技　能 労務職	合　計
	事務 職員	技術職員					
		技師	保育士	保健師	看護師		
令和８年度	２１ （８）	５ （０）	７ （７）	３ （３）	０ （０）	０ （０）	３６ （１８）
令和７年度	１７ （１３）	１ （０）	４ （４）	４ （４）	０ （０）	０ （０）	２６ （２１）

（注）１　（　）内は、女性数を内書きしたものです。
　　２　各年度は、４月１日付けで採用した職員数です。
　　３　令和７年度は１０月１日以降で事務職員１７名、技師２名、保健師１名を採用しました。

⑵　再任用職員の状況

	フルタイム勤務職員	短時間勤務職員
令和８年度	８人（３人）	１９人（１１人）
令和７年度	１３人（６人）	２３人（９人）

（注）１　「再任用職員」とは、高齢者雇用の推進等のため定年退職者等のうち改めて採用される職員です。
　　２　（　）内は、女性数を内書きしたものです。

⑶　フルタイム会計年度任用職員の状況

	フルタイム勤務職員
令和８年度	４９人（４７人）
令和７年度	３６人（３６人）

（注）１　（　）内は、女性数を内書きしたものです。

⑷　職位別任用状況

①　副課長相当職以上の任用状況（令和８年３月末現在）

部長相当	副部長相当	課長相当	副課長相当	合　計
１４人 （５人）	２５人 （１人）	４６人 （１５人）	１３７人 （７９人）	２２２人 （１００人）

（注）（　）内は、女性数を内書きしたものです。

②　副課長相当職以上の昇任者数

部長相当	副部長相当	課長相当	副課長相当	合　計
１人 （１人）	４人 （１人）	５人 （２人）	１７人 （１３人）	２７人 （１７人）

（注）１　人数は、令和７年度中の昇任者数です。
　　２　（　）内は、女性数を内書きしたものです。

⑸　職員の退職の状況

（単位：人）

	行政職					技　能 労務職	合　計
	事務 職員	技術職員					
		技師	保育士	保健師	看護師		
定年退職	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（ 0）
勧奨退職	2（0）	0（0）	0（0）	1（1）	0（0）	0（0）	3（ 1）
自己都合退職	16（6）	3（0）	3（3）	2（2）	0（0）	1（1）	25（12）
その他（死亡・免職等）	0（0）	1（0）	1（1）	0（0）	0（0）	0（0）	2（ 1）
計	18（6）	4（0）	4（4）	3（3）	0（0）	1（1）	30（14）

（注）１　退職者数は、令和７年度中における退職の状況です。
　　２　（　）内は、女性数を内書きしたものです。

⑹　部門別職員数の状況

（単位：人）

区　分		職　員　数			対　前　年　度　増　減　数		
部　門		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
一般職	議　会	8	8	8	△１		
	総　務	１８２	１８２	１８４	7		2
	税　務	６７	６６	６８		△１	2
	民　生	２９０	２９１	２９４	7	1	3
	衛　生	４６	４６	４８	△５		2
	労　働	0	0	0			
	農林水産	8	5	5	1	△３	
	商　工	１０	１３	１３		3	
	土　木	７５	７３	７６	△２	△２	3
	小計	６８６	６８４	６９６	7	△２	１２
特別職	教　育	１０７	１０１	１０４	△３	△６	3
	小計	１０７	１０１	１０４	△３	△６	3
業務部門	水　道	２７	２６	２５		△１	△１
	下水道	１６	１６	１７			1
	その他	６１	６０	６３		△１	3
	小計	１０４	１０２	１０５		△２	3
合　計		８９７	８８７	９０５	4	△１０	１８

（注）１　職員数は、各年度４月１日現在の定員管理調査に基づく人数です。
　　２　職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者及び再任用フルタイム勤務職員は含み、志木地区衛生組合、朝霞地区一部事務組合への派遣職員及び会計年度任用職員を除いています。

2　職員の人事評価の状況

（令和８年度）

区　分	内　容
評価期間	令和８年４月１日～令和９年３月３１日
対象者	非常勤特別職を除く全職員
評価項目	①能力評価　標準職務遂行能力に基づき、職務遂行に関する能力及び意欲について評価する方法 ②業績評価　職務上及び職責上で要請される目標の達成及び成果について評価する方法

（注）平成２８年４月１日から人事管理の適正な運営を図るため、職員の人事評価を実施しています。

3　職員の給与の状況

⑴　人件費の状況（令和７年度普通会計決算）

住民基本台帳人口（R8.3.31 現在）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率（B／A）	令和６年度の人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
166,004	68,994,122	2,683,380	8,824,271	12.8	13.1

（注）人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

（令和７年度水道事業会計決算）

歳出額 A	人件費 B	人件費率（B／A）	令和６年度の人件費率
千円	千円	%	%
3,850,774	206,197	5.4	6.0

⑵　給与費の状況（令和８年度一般会計当初予算）

職員数 A	給与費				一人当たり給与費（B／A）
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
887 人	千円	千円	千円	千円	千円
(11)	3,382,279	825,255	1,529,406	5,736,940	6,468

（注）１　職員手当には退職手当を含みません。
２　（　）内は、再任用短時間勤務職員を外書きしたものです。
３　給与費には、再任用短時間勤務職員の給与費を含みますが、一人当たり給与費の職員数には、再任用短時間勤務職員を含みません。

（令和８年度水道事業会計当初予算）

職員数 A	給与費				一人当たり給与費（B／A）
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
26 人	千円	千円	千円	千円	千円
(1)	105,539	28,475	50,881	184,895	7,111

⑶　平均給料月額及び平均年齢の状況

一般行政職		技能労務職	
平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
333,300 円	40.4 歳	320,900 円	58.3 歳

（注）額及び年齢は、令和８年４月１日現在の給与実態調査に基づくものです。

企業職	
平均給料月額	平均年齢
316,092 円	37.1 歳

（注）額及び年齢は、令和８年４月１日現在

⑷　初任給の状況（令和８年４月１日現在）

区分		新座市 初任給	国 初任給
一般行政職	大学卒	２３７，６００円	２３２，０００円
	高校卒	２０６，７００円	２００，３００円

⑸　経験年数・学歴別平均給料月額の状況

区　　分		経験年数 7～10 年未満	経験年数 10～15 年未満	経験年数 15～20 年未満	経験年数 20～25 年未満
一般 行政職	大学卒	289,000 円	311,900 円	341,400 円	378,700 円
	高校卒	258,100 円	309,500 円	302,900 円	389,600 円

（注）１　額は、令和８年４月１日現在の給与実態調査に基づくものです。
　　２　経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

⑹　一般行政職の級別の状況

区　　分		１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	計
標準的な職務内容		主事補	主事	主任	係長	副課長	課長	副部長	部長	
職　員　数		26　人 (0)	142 人 (4)	176 人 (5)	122 人 (6)	101 人 (1)	27 人 (2)	28 人 (0)	13 人 (0)	635 人 (18)
構　成　比		4.1 % (0.0)	22.4 % (22.2)	27.7 % (27.8)	19.2 % (33.3)	15.9 % (5.6)	4.3 % (11.1)	4.4 % (0.0)	2.0 % (0.0)	100 % (100)
参考	１年前の構成比	3.2 % (0.0)	25.1 % (9.1)	29.1 % (40.9)	17.1 % (27.3)	15.0 % (9.1)	4.8 % (13.6)	3.7 % (0.0)	2.2 % (0.0)	100 % (100)
	５年前の構成比	1.6 % (0.0)	27.7 % (3.6)	32.7 % (46.4)	16.2 % (14.3)	10.9 % (28.6)	6.0 % (7.1)	2.8 % (0.0)	2.1 % (0.0)	100 % (100)

（注）１　新座市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
　　３　一般行政職 635 人は、令和８年４月１日現在の給与実態調査に基づく、再任用フルタイム勤務職員を含む職員数です。
　　４　（　）内は、再任用短時間勤務職員を外書きしたものです。

水道企業職の級別の状況

区　　分		１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	計
標準的な職務内容		主事補	主事	主任	係長	副課長	課長	副部長	部長	
職　員　数		１人 (0)	６人 (0)	10 人 (1)	３人 (0)	３人 (0)	２人 (0)	０人 (0)	０人 (0)	25 人 (1)
構　成　比		4.0% (0.0)	24.0% (0.0)	40.0% (100.0)	12.0% (0.0)	12.0% (0.0)	8.0% (0.0)	0.0% (0.0)	0.0% (0.0)	100.0% (100.0)
参考	１年前の構成比	3.8% (0.0)	23.1% (0.0)	30.8% (100.0)	19.2% (0.0)	15.4% (0.0)	7.7% (0.0)	0.0% (0.0)	0.0% (0.0)	100.0% (100.0)
	５年前の構成比	0.0% (0.0)	25.0% (0.0)	29.1% (33.3)	12.5% (0.0)	20.8% (66.7)	4.2% (0.0)	4.2% (0.0)	4.2% (0.0)	100.0% (100.0)

（注）１　新座市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名
　　３　（　）内は、再任用短時間勤務職員を外書きしたもの
　　４　職員数は令和８年４月１日現在

⑺　手当の状況

①　期末手当・勤勉手当（令和８年４月１日現在）

新　座　市	国
期末手当　　勤勉手当 ６月期　１．２６２５月分　　１．０６２５月分 １２月期　１．２６２５月分　　１．０６２５月分 計　　２．５２５月分　　２．１２５月分 職制上の段階、職務の級及び成績率等による加算措置　　有	同

②　退職手当（令和８年４月１日現在）

新　座　市			国
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	
勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分	同
勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続３５年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 ２％～４５％加算			
退職時特別昇給　なし			
一人当たり平均支給額	（普通退職） 9,995,191円	（勧奨・定年退職） 23,632,821円	

（注）１　退職手当の一人当たり平均支給額は、令和７年度中に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
２　普通退職に死亡退職は含まれていません。

③　地域手当（令和８年４月１日現在）

支給対象地域	全地域
支給率	10％
支給実績（令和７年度）	362,340千円
支給対象職員一人当たり平均支給年額（令和７年度）	398,613円

④　特殊勤務手当（令和８年４月１日現在）

区　分		全　職　種
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和７年度）		9.1％
支給実績（令和７年度）		1,951千円
支給対象職員一人当たり平均支給年額（令和７年度）		24,392円
手当の種類（手当数）		6
主な手当の名称	社会福祉業務手当、汚物処理手当、特殊現場作業手当等	

⑤　その他の手当（令和８年４月１日現在）

区　分	内　容
扶養手当	①　配偶者　０円 ②　扶養親族一人につき ・子　１３，０００円 特定期間の加算　１６歳から２２歳まで　５，０００円 ・父母等（※１）　６，５００円
住居手当	①　住宅に対し家賃を支払っている者　最高限度　２８，０００円 ②　所有権を有し世帯主の者　０円
通勤手当	①　交通機関利用者　実費 ②　交通用具利用者 ・片道２～３km　２，０００円 ・片道３km以上　２，０００円に距離１kmを加えるごとに５５０円を加算

（※１）行政職給料表（一）８級職員にかかる扶養手当は支給しない。

⑻　特別職の報酬等の状況（令和８年４月１日現在）

区　分	給料・報酬		期末手当
市　長	給料	９１８，０００円	６月期１．７５月分
副市長		７６７，０００円	１２月期１．７５月分
教育長		７０２，０００円	計　３．５月分
議　長	報酬	４６３，０００円	６月期１．７５月分
副議長		４２０，０００円	１２月期１．７５月分
議　員		４００，０００円	計　３．５月分

４　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

⑴　勤務時間の概要（令和８年４月１日現在）

勤務時間	１週間当たり３８時間４５分
	１日の勤務時間　午前８時３０分から午後５時１５分まで （原則として月曜日から金曜日まで）
休憩時間	午後零時から１時間

※勤務時間及び休憩時間は、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要性により別に定めることができます。

⑵　休暇制度の種類等（令和８年４月１日現在）

種類	概要等	給与支給の有無
年次有給休暇	労働基準法等の規定により、心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図るため 付与日数は一の年度につき２０日	有給
病気休暇	負傷又は疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させるため	有給
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合 ※特別休暇の種類等は、別表のとおり	有給
介護休暇	配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの者で、負傷、疾病又は老齢により２週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	無給
組合休暇	職員団体の業務又は活動に従事するため	無給

特別休暇の種類

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第１４条第２項（抜粋））

種　類	日　数　等
選挙権等公民権の行使の場合	その都度必要と認める期間
裁判員、証人等として官公署へ出頭する場合	その都度必要と認める期間
出産の場合	出産予定日６週間前から産後８週間を経過するまでの期間
妊娠又は出産に関し健康診査を受ける場合	１回につき１日の範囲内でその都度必要と認める時間 妊娠６月までは４週間に１回 妊娠７月から９月までは２週間に１回 妊娠１０月から出産までは１週間に１回 産後１年まではその間に１回
妊娠中の職員の通勤に伴う母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、１日を通じて１時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間
生後１年に達しない子を育てる場合	１日２回それぞれ３０分間
生理日における勤務が著しく困難な場合	３日の範囲内においてその都度必要と認める期間

<table>
<tr><td>忌引の場合</td><td>次に定める期間
<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">死亡した者</td><td colspan="2">日数</td></tr>
<tr><td>血族</td><td>姻族</td></tr>
<tr><td colspan="2">配偶者</td><td colspan="2">１０日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">１親等</td><td>直系尊属(父母)</td><td>７日</td><td>３日(７日)</td></tr>
<tr><td>直系卑属(子)</td><td>５日</td><td>１日(５日)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">２親等</td><td>直系尊属(祖父母)</td><td>３日</td><td>１日(３日)</td></tr>
<tr><td>直系卑属(孫)</td><td>１日</td><td>―</td></tr>
<tr><td>傍系者(兄弟姉妹)</td><td>３日</td><td>１日(３日)</td></tr>
<tr><td>３親等</td><td>傍系尊属(伯叔父母)</td><td>１日</td><td>１日</td></tr>
</table>
※（　）内は、職員と生計を一にしていた場合</td></tr>
<tr><td>配偶者、父母及び子の祭日の場合</td><td>それぞれ１日</td></tr>
<tr><td>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による健康診断等の場合</td><td>その都度必要と認める期間</td></tr>
<tr><td>災害による現住居の滅失・破壊の場合</td><td>１週間の範囲内においてその都度必要と認める期間</td></tr>
<tr><td>結婚の場合</td><td>７日の範囲内においてその都度必要と認める期間</td></tr>
<tr><td>職員の配偶者が出産した場合</td><td>３日の範囲内においてその都度必要と認める期間</td></tr>
<tr><td>妻の産前産後の期間に、出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められるとき</td><td>当該期間内における５日の範囲内の期間</td></tr>
<tr><td>９歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合</td><td>一の年度において５日（子が２人以上の場合は１０日）の範囲内の期間</td></tr>
<tr><td>要介護者の世話のため勤務しないことが相当であると認められる場合</td><td>一の年度において５日(要介護者が２人以上の場合は１０日）の範囲内の期間</td></tr>
<tr><td>心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合</td><td>一の年度の６月から１０月までの期間内における原則として連続する５日の範囲内の期間</td></tr>
<tr><td>災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合</td><td>その都度必要と認める期間</td></tr>
<tr><td>災害時において、通勤途上における身体の危険を回避する場合</td><td>その都度必要と認める期間</td></tr>
<tr><td>職員の配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合</td><td>その都度必要と認める期間</td></tr>
<tr><td>職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで、社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき</td><td>一の年度において５日の範囲内で必要と認める期間</td></tr>
<tr><td>職員が不妊治療に係る通院等のために勤務しないことが相当であると認められるとき</td><td>一の年度において５日（体外受精等の場合は１０日）の範囲内の期間</td></tr>
</table>

⑶　年次有給休暇の取得状況

	平均取得日数	前年対比
令和７年度　（令和７年４月１日から令和８年３月３１日）	15.3 日	0.2 %
令和６年度　（令和６年４月１日から令和７年３月３１日）	15.0 日	△0.1 %

※令和７年度から全期間勤務していない職員（育休、休職、休業など）等を除いて算定しています

⑷　時間外勤務の状況

１人当たり月平均時間外勤務時間

		第１四半期（４～６月）	第２四半期（７～９月）	第３四半期（10～12月）	第４四半期（１～３月）	計	前年度対比
市長部局ほか	令和　７年度	6.7 時間	6.7 時間	6.2 時間	6.7 時間	6.6 時間	6.4％
	令和　６年度	7.0 時間	5.5 時間	5.4 時間	6.7 時間	6.2 時間	10.7％
水道企業職	令和　７年度	2.0 時間	1.8 時間	2.8 時間	3.9 時間	2.6 時間	36.8％
	令和　６年度	1.5 時間	2.3 時間	1.7 時間	2.1 時間	1.9 時間	△44.1％

5　休業の状況

⑴　育児休業等の取得状況

		育児休業（人）	うち新規	前年度対比（%）	部分休業（人）	前年度対比（%）	育児短時間勤務（人）	前年度対比（%）
令和７年度	取得者数	70	41	20.7	67	52.3	2	100.0
	うち女性	54	25	50.0	63	57.5	2	100.0
	男性	16	16	△27.3	4	0	0	0.0
令和６年度	取得者数	58	28	0	44	△36.2	1	△66.7
	うち女性	36	16	△25.0	40	△38.5	1	△66.7
	男性	22	12	120.0	4	0	0	0.0

※「育児休業」とは、職員が任命権者の承認を受けて、その３歳に満たない子を養育するため、子が３歳に達する日までの期間を限度として職務に従事しないことができます。給与は無給

※「部分休業」とは、職員が任命権者の承認を受けて、その小学校就学前の子を養育するため１日の勤務時間の一部について勤務しないことができます。給与は減額

※「育児短時間勤務」とは、職員が任命権者の承認を受けて、その小学校就学前の子を養育するため、１か月以上１年以下の期間において、条例で定める勤務形態（週１９時間３０分から週２３時間４５分勤務）を選択して勤務することができます。給与は勤務時間に応じて支給

※令和７年１０月から部分休業と育児短時間勤務は年度毎の取得に制度改正しました

⑵　その他の休業の取得状況（令和７年度）

区　分	件　数
自己啓発等休業	０ 人
配偶者同行休業	０ 人
修学部分休業	０ 人

6　職員の分限及び懲戒処分の状況

⑴　分限処分の状況

①　降任、免職の状況（令和７年度）

区分	勤務成績がよくない場合	心身の故障のため職務遂行に支障がある場合	その職に必要な適格性を欠く場合	定数の改廃等による場合	計
降任	０ 人	０ 人	０ 人	０ 人	０ 人
免職	０ 人	０ 人	０ 人	０ 人	０ 人

②　休職の状況（令和７年度）

病気休職	刑事休職	計
３２ 人	０ 人	３２ 人

⑵　懲戒処分の状況（令和７年度）

区　　分	免職	停職	減給	戒告	計
一般服務関係	０ 人	０ 人	０ 人	０ 人	０ 人
交通事故・交通法規違反関係	０ 人	０ 人	０ 人	０ 人	０ 人
公務外非行関係	０ 人	０ 人	０ 人	０ 人	０ 人
監督責任関係	０ 人	０ 人	０ 人	０ 人	０ 人
計	０ 人	０ 人	０ 人	０ 人	０ 人

7　職員の服務の状況

⑴　職務専念義務免除の状況（令和７年度）

区　　分	件　数
研修参加	１ 件
厚生事業参加	３ 件
その他任命権者が定める場合	５ 件

⑵　営利企業等従事の許可状況（令和７年度）

許可件数	許可事例
８ 件	スポーツ指導、国勢調査員、部活動指導員等

8　職員の研修の状況

（令和７年度）

区　　分		講座数	受講者数
集合研修		１２	８０５ 人
派遣研修 （広域連合、その他機関計）		３６	１８０ 人
(1)広域連合	階層別研修	7	８６ 人
	専門研修	２３	３０ 人
(2)その他研修機関等		6	６４ 人
にいざ hito ゼミ		リーダーシップ養成研修　８２人 座学研修　６３人 町内会フィールドワーク研修　２４人	

（注）「広域連合」とは、彩の国さいたま人づくり広域連合において実施する研修に参加することをいいます。

9　職員の福祉及び利益の保護の状況

⑴　福利厚生制度に係る負担状況

区　　分	令和７年度決算額
共済組合負担金	1,129,401,993 円
職員厚生費 ・人間ドック受診助成事業	4,330,000 円

※「共済組合負担金」とは、職員が加入する埼玉県市町村職員共済組合に、使用者である市が負担金として支出しているもので、同組合の事業を運営する費用は、当該負担金と組合員である職員の掛金で賄われています。なお、負担金及び掛金の率は、法定されています。

（令和７年度水道事業会計決算）

区　　分	令和７年度決算額
共済組合負担金	32,127,558 円
職員厚生費	0 円

⑵　公務災害等の発生状況（令和７年度）

区　　分	件　数
公務災害	7 件
通勤災害	2 件

１０　公平委員会の業務の状況

（令和７年度）

業務の種別	件　数
職員の勤務条件に関する措置の要求の状況	0 件
職員に対する不利益処分に関する不服申立ての状況	0 件
職員の苦情の処理の状況	1 件